令和７年第２回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和７年３月２６日（水）午後１時３０分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長　福田　晴一　委員　本間　正江 委員　宮川　淳子　委員　川染　誉 委員　長谷川　勝久　委員　名島　啓太
事務局職員	教育振興部長　教育政策課長 学び未来課長　学校改築施設管理課長 学校支援課長　生涯学習・学校地域連携課長 教育指導課長　教育総合相談センター所長 飛鳥山博物館長　中央図書館長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
１	１３号	東京都北区教育委員会事案決定規則等の一部を改正する規則	承認
２	１４号	東京都北区立図書館処務規程の一部を改正する訓令	承認
３	１５号	学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令	承認
４	１６号	東京都北区教育委員会事務局等に係る職員（課長級以上）の人事について	承認
５	１７号	東京都北区立幼稚園及び認定こども園に係る園長・副園長の人事について	承認
６	１８号	「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」の策定について	承認
７	１９号	「第五期北区子ども読書活動推進計画」の策定について	承認
追	２０号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
追	２１号	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
追	２２号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
８	１３号	東京都北区教育委員会事務局等に係る職員（係長級以上）の人事について	了承
９	１４号	教職員人事異動（令和７年４月１日付）について	了承
１０	１５号	「学校防災マニュアル」の改定について	了承

令和７年第２回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和７年３月２６日（水）１３：３０

福田教育長　それではこれより、令和７年第２回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

はじめに、日程第１から日程第３ですが、関連する内容でございますので一括して議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長　教育長

福田教育長　教育政策課長

教育政策課長　それでは、１３号議案から１５号議案まで一括してご説明申し上げます。

この三つの議案ですけれども、今回お諮りいたしますのは、いずれも子育て部分休暇制度導入に伴いまして、規則、訓令の規定の整備を行うものでございます。

この子育て部分休暇制度につきましては、昨日の区議会本会議で成立をしております。４月１日よりスタートするというところでございまして、これに合わせて教育委員会の例規を整えるというところでございます。

この子育て部分休暇制度、すみません。これ、口頭で簡潔にご説明させていただきますと、現行の制度で部分休業の対象となっていない年齢の子に関しまして、制度を補完するというものでございます。

常勤職員ですと就学前までは対象になっている、こういった休暇の制度でございます。会計年度につきましては、３歳の誕生日を迎えるまで対象になっているというところでございますので、現行の制度で対象となっていない小１から小６の子ども、常勤職員の場合です。それから会計年度の場合は、３歳の誕生日から小６までの子が対象というふうに、今回規定をするものでございます。

これらの子を養育するために、公務に支障がない範囲で、１日の勤務時間の一部でございます。最大で２時間までという規定がございます。これについて、勤務しないことを承認するものでございまして、勤務しない時間は無給とするというもので、この制度を子育て部分休暇といいますというところで、議案の説明をさせていただきます。

それでは三つ、簡潔にご説明させていただきます。

まず、第１３号議案でございます。お示しの教育委員会事案決定規則等の一部を改正する規則、３ページまでお進みをいただきたいと存じます。

３ページ、新旧対照表がございます。こちらに少し分かりにくいんですけれども、三つの規則を掲げてございます。一つは東京都北区教育委員会事案決定規則。二つ目、東京都北区教育総合相談センター庶務規則。三つ目、東京都北区飛鳥山博物館庶務規則でございます。この三つの規則における部課長、所長、館長が専決できる事案に、子育て部分休暇を加えるというものでございます。

あわせて、この機会を捉えまして、これまでの改正漏れなどがある部分につきまして、規定整備を行うというものでございます。

続いて、１４号議案でございます。１４号議案「東京都北区立図書館処務規程の一部を改正する訓令」でございます。

こちらは、恐れ入ります、裏面と申しますか、２ページ、新旧対照表を掲げてございます。

同じく、こちらも図書館長が専決できる事案に、子育て部分休暇を加えるものでございます。こちらにつきましても、今回の改正に合わせまして、改正漏れなどのある部分につきまして、規定整備をしてございます。

最後でございますけれども、第１５号議案でございます。「学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」でございます。こちら、新旧対照表５ページ、それから６ページに掲げてございます。

こちらは学校職員出退勤記録に関しまして、子育て部分休暇を反映するとともに、今回の改正に合わせまして、改正漏れがある部分につきましての規定整備を行ってございます。

ご説明いたしました三つの議案、いずれも施行期日は令和７年４月１日でございます。

以上、一括してご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

福田教育長　ありがとうございました。

では、本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

本間委員、お願いします。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員　１点、教えていただきたいと思います。部分休暇ですね。大変結構なことだと思うんですがその間、無給ということですが、そうなった経緯を教えてください。

教育政策課長　教育長

福田教育長　教育政策課長

教育政策課長　現行も常勤職員ですと就学前、これは対象になってございますけれども、こちらも同じように無給ということになってございますので、その対象年齢を拡大したというところでございます。無給であることには変わらないというところでございます。

福田教育長　ほか、ご質疑、ご意見はありますか。よろしいですか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　それでは、特に反対意見ないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

福田教育長　ありがとうございます。では、ご異議ないと認め、第１３号議案から１５号議案までについては、原案どおり承認することと決定いたします。
続いて、日程第４、第１６号議案「東京都北区教育委員会事務局等に係る職員（課長級以上）の人事について」です。
同じく、教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長　教育長

福田教育長　教育政策課長

教育政策課長　第１６号議案、１枚おめくりをお願いいたします。
そちらの表にお示しのとおり、人事異動がございます。説明欄にお示しのとおり、任命をするための本案を提出するものでございます。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。

福田教育長　ありがとうございます。
では、本件についてご質疑、ご意見はございますか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　特に反対意見等ないようですので、本件についても原案どおり承認することと、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

福田教育長　異議なしと認め、第１６号議案については原案どおり承認することと決定いたします。
次に日程第５、第１７号議案「東京都北区立幼稚園及び認定こども園に係る園長・副園長の人事について」です。
こちらは教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長	教育長
福田教育長	教育指導課長
教育指導課長	それでは、私から東京都北区立幼稚園及び認定こども園に係る園長・副園長の人事について、ご報告させていただきます。 １枚おめくりいただきまして、説明のところとなります。確認させていただきます。 東京都北区立幼稚園及び認定こども園の園長・副園長を任命するため、本案を提出するものでございます。 お示しのとおり、２園、こども園、次年度ございますので、うめきなかよしこども園長、それから副園長が表のとおりとなりますので、ご報告させていただきます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
福田教育長	ありがとうございました。 何か本件についてのご質疑、ご意見はよろしいでしょうか。 （質疑・意見なし）
福田教育長	本件についても原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。 （異議なし）
福田教育長	では、ご異議ないと認め、第１７号議案について、原案どおり承認することと決定いたします。 次に日程第６、第１８号議案、「「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」の策定について」です。 代わりまして、教育政策課長からご説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長
福田教育長	教育政策課長
教育政策課長	第１８号議案、１枚、おめくりをお願いいたします。 説明欄でございます。本推進計画を策定するため、本案を提出するというものでございまして、これは前回の本委員会におきまして、パブリックコメントの内容のご紹介、あわせて、それについての対応の方針、ご説明をさせていただいたところでございます。そういったやり取りを踏まえまして、この推進計画、これにつきましては本委員会

の議決が必要ということになってございますので、今回手続的に議決をいただくというものでございます。
　なお、本計画案につきましては、別冊にお示しのとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
　以上でございます。

福田教育長　ありがとうございました。
　では、本件について、ご質疑またはご意見はございますか。
　本間委員、お願いします。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員　すばらしい冊子にまとまって、確実に進んでいることを大変ありがたく思っております。
　その中で２点ほど教えていただきたいんですけれども、２４ページのところに、既存部活動の充実ということで、（1）の最後の行に「部活動によっては従前の形態を維持することを検討します」というふうにあります。これについての具体的なイメージとしては、現行の形が継続する部分があるという受け止めでよいのかということが１点目。
　もう一点が、２６ページのところに、部活動指導員の拡充がありますけれども、先日赤羽会館で行われたところの会議、ちょっと名称を忘れましたけれども、ＴＥＰＲＯの方もいらしていたんですが、ＴＥＰＲＯとの連携が今北区はどのようになっているかということについて教えていただきたいと思います。
　以上です。

福田教育長　ありがとうございます。では、２点。

教育政策課長　教育長

福田教育長　教育政策課長

教育政策課長　私のほうから１点目につきまして、お答えをさせていただきます。
　北区の教員へアンケートを実施したところでございますけれども、アンケートを見ましても３割ほどは部活をやりたいというふうな考え方、ご紹介させていただいたところでございます。
　北区の方針といたしましては、既存の部活動を全てなくすということは、考えは持ってございません。地域クラブ活動に移行ということも進めてまいりますが、一方で学校部活動も充実させていくという考え方を持ってございます。そうした中で、いろんな状

況によって、どんな部活動、これを継続するかというところはこれからでございますけれども、そのような考え方の下に、両方充実させていくというものでございます。
　以上でございます。

教育指導課長　教育長

福田教育長　教育指導課長

教育指導課長　それでは２点目の部活動指導員の確保に当たりまして、ＴＥＰＲＯをどのように使っているかということにつきまして、ご報告させていただきたいと思います。
　ＴＥＰＲＯにつきましては、使っております。先日も１名、ある中学校で足りないという状況がございましたので、こちらのほうでＴＥＰＲＯを活用しまして、そこから３名ほど候補が来まして、１名お願いしたということになっていますので、必要に応じて適宜活用してまいりたいと思ってございます。
　以上でございます。

福田教育長　よろしいですか。１点目のアンケートに基づいて、北区の考えがお示しいただきましたけども。

宮川委員　教育長

福田教育長　宮川委員

宮川委員　宮川です。ただいまは、ご丁寧なご説明をありがとうございます。
　質問というより確認的なことなんですが、全国の教育委員の集まりが新橋であった際に、やはり地域移行というか部活動の議題が出まして、そのときに分科会でいろいろな地域の方たちとお話をした際に、やはり来年度少しずつ、再来年度には全部移行みたいな、そういうイメージを持ってお話ししている都道府県というか、そういうところもございましたが、今のお話を聞いてまして、北区は柔軟に、北区に合ったように、全ての部活動を移行するということでもないというお話と。また、今のＴＥＰＲＯの活用というのも大変いいことだと思っておりまして、私も本間委員と先日、赤羽のあるイベントに行った際に、ＴＥＰＲＯの課長さんにお会いしてお話を聞きましたけれど、いろいろなところでＴＥＰＲＯの活用というのは有効だということですので、ぜひそういうところでは推し進めていただきたいなというふうに思います。
　以上です。

福田教育長　貴重なご意見、ありがとうございます。
　ほかの委員の方々から関連してコメントでもいいですけど、よろしいですか。お願いします。

川染委員　教育長

福田教育長　川染委員

川染委員　川染です。
これまで長い時間をかけて、この推進計画をまとめていきましたし、私たちも見させていただいて、しっかりまとまってきて、方向性が定まったかなと思っています。
私も最後ちょっと、本間委員がさっきおっしゃられた、既存の部活動は充実させていくという、しっかりこの２４ページにも書かれていますので、これ結構いろんな全国で、こういう事業が進んでいくと宮川委員がおっしゃられたみたいに、現場ではちょっと勘違いして受け取られる方もいらっしゃるかと思うので、そこは北区として、これからも学校地域連携課さんのほうに引き取って、主体で検討していきながら、こういった場で状況を見ていきながら、柔軟に対応していきたいと思っています。
ですから、計画で将来、地域移行するのが３１ページで、どんどん増えているような今計画になっていますけど、これも本当にこういうふうに行くかどうか含めて、こういったのを柔軟に見直しできるほうがいいのかなというふうに個人的に思っています。
以上です。

教育政策課長　教育長

福田教育長　教育政策課長

教育政策課長　３１ページに、年次の当面の目標というふうに掲げてございますけれども、これはあくまでも現時点の目標というところでございます。今後、事業を進めながら、ここは増やす、あるいは減らすということもあり得るかもしれません。これは区議会の文教委員会、あるいはこの地域展開の部活動の検討会議でも申し上げてきたところでございますので、柔軟に進めていきたいというふうに考えてございます。
以上でございます。

福田教育長　ありがとうございます。よろしいですか。
ほか、よろしいでしょうか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　では、特に意見がないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

福田教育長	ありがとうございます。ご異議ないと認め、第１８号議案については原案どおり承認することに決定いたします。 次に日程第７、第１９号議案です。「「第五期北区子ども読書活動推進計画」の策定について」です。 代わりまして、中央図書館長からご説明をお願いします。
中央図書館長	教育長
福田教育長	中央図書館長
中央図書館長	中央図書館長です。よろしくお願いします。 本案件については、先ほどの教育政策課長のほうからもお話があったのと同様なんですが、令和７年２月２６日開催の本委員会の理事会においてご報告いたしました、「第五期北区子ども読書活動推進計画案に関するパブリックコメントの実施結果について」に続くもので、北区議会からの意見聴取を経て、計画の議決をいただくものでございます。 ２月２８日から３月１３日までの期間で意見聴取を行って、結果３会派からご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえて、今回策定するものでございます。 私のほうからはご説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。
福田教育長	ありがとうございました。 なお、本件についてのご質疑、またはご意見はございますか。
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	すばらしい冊子としてまとまったことを大変ありがたく思います。副題の「本で見つける未来」という言葉も、大変すてきだなというふうに思いました。 その中で、一点教えていただきたいのですが、今、中央図書館を中心として、田端文士村との何かコラボのようなものというのはなされていることがあるんでしょうか。
中央図書館長	教育長
福田教育長	中央図書館長

中央図書館長	田端文士村または田端の関連の事業といたしましては、期間限定のパネルで関連したテーマの展示等を定期的というわけではないんですけれども、行うような形を取ってございます。そのような形、随時というかそういう形でございます。 以上です。
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	皆様ご存じのとおり、田端文士村のほうも芥川龍之介さんを中心としながら、歴代というか、あの土地に住まわれた作家さんたちのより掘り起こしが進んでいるところだというふうに思います。 中央図書館のところで、様々なパネルが展示されていることは承知しているんですけれども、もう一歩踏み込んだ、せっかく区内にある財産で、大変読書とのつながりも強いところですので、今後さらに何ていうんでしょう。教育委員会の外のところなのかもしれないんですけれども、連携を強めて、お互いにより活発な、よき北区の財産が浸透していくといいなというふうに願っています。
中央図書館長	教育長
福田教育長	中央図書館長
中央図書館長	どうもご意見、ありがとうございます。 中央図書館だけではなく、田端の地区図書館とかも文士村と連携しながら、いわゆるウオークラリーみたいな形を行ったりしたりしている部分もございます。そういった部分を踏まえて、特にお子さんの読書、不読率を下げるといった視点を踏まえた形で、また何らかの事業展開ができないか、いろいろと検討していきたいと思います。 以上です。
教育振興部長	教育長
福田教育長	教育振興部長
教育振興部長	今、芥川龍之介の記念館というのを北区で建設予定にしておりまして、実際に今、入札の不調があって建設自体は遅れているんですけど、いろいろ取組をしていこうという考えだったんです。その取組として、実質的には区長部局の地域振興部の地域振興課のほうに、文化施策担当がいて、そこでやっているんですけれども、当然今後その建設に向けて、機運醸成を図っていく。そこでは教育委員会としても、いろいろやっぱり連動

する取組というのは求められてまいりますので、現時点で何かプランがあるわけではないんですけれども、当然に関わっていくことになるかなと思っていますので、今後また折々で、ご案内させていただければと思います。

福田教育長　お願いします。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員　部長からのお話、ありがとうございました。
ぜひ、その折には、北区の国語部の中学校の先生方の、あの辺り一帯の何ていうんでしょう、文学散歩のようなものを、これまでにも主体的に、国語部が中心となって過去にやっていたことがあるんですが、新規採用の先生方も含め、北区への理解を深める上でも、そういう文学散歩のようなものを学校の教員とも連携して進めていただけたらありがたいなと思っております。

福田教育長　ありがとうございました。
ほかに。では、宮川委員、お願いします。

宮川委員　教育長

福田教育長　宮川委員

宮川委員　図書館の活用について、もう皆様もご存じかもしれませんけれども、３月２２日に文部科学省のほうのホームページに、正式に王子桜中学校が文部科学大臣表彰を受けるということが決まりました。北区でももちろん初めてのことだということですけれども、やはり受賞は長年コツコツと、いろいろな図書館の活用をしながら、子どもたちの読書を習慣づける、そういうところの校長先生のお言葉で、王子桜は１０年ぐらい前から地域の方にお願いしての図書館の管理、あとはボランティアのお母様たちに、図書館を装飾していただく。また、中央図書館さんでもビブリオバトルをしていただき、王子桜中学校の子がチャンピオンになったりとか。
とにかくＰＯＰコンテスト、あとは読書感想文、あとは新聞教育などなど、挙げればきりがないほど、図書館に関する活動が本当に活発でございます。
王子桜中に限らず、私も２０年前からスクールコーディネーターとして関わっておりましたので、全ての小・中学校、特に小学校は読み聞かせが大変盛んで、それは大変子どもたちにとってすばらしい教育だと思っておりますし、また今回の受賞を機に、全ての小・中学校で何らかのコラボができたりとか、図書館さんと、たしか王子桜中の第１回目の図書館フェスティバルというのを開催した際には、中央図書館の方に来ていただいて、大体親が読ませたい本と、子どもが読みたい本は違うという保護者のご意見がア

ンケートを取りましたらありましたので、その辺はどういうふうに埋めたらいいかということで、中央図書館の方に来ていただいて講演会を４０分ぐらいしていただいて、そういうことですとか。
とにかく保護者のニーズにも合わせて、図書館を、学校図書を利用してということもずっと行って、コロナも挟みましたけど、今年度１月にも第３回目のフェスティバルができたという、そういう経緯もあっての受賞だということを聞いております。
ぜひぜひ、また図書館と連携しながら、各小中学校ともに活発になることを願っております。
ありがとうございます。

中央図書館長　教育長

福田教育長　中央図書館長

中央図書館長　どうもありがとうございます。
実は各学校図書館の指導員につきましては、各地区の図書館の窓口運営受託者が同一になってございまして、そちらのほうの連携もある程度図れるのかなと考えてございます。
また、今後につきましても、学校図書館、地区の公共図書館含めまして、お子さんの不読率を低減させていく方向を連携しながら取り組んでいきたいと考えてございます。
以上でございます。

福田教育長　貴重な意見、またはホットな情報をありがとうございます。
ほか、ご意見等はございますか。よろしいですか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　では、反対意見等ないようですので、本件について原案どおり承認することによろしいでしょうか。

（異議なし）

福田教育長　ありがとうございます。では、ご異議ないと認め、第１９号議案については原案どおり承認することと決定いたします。
ここから報告となります。
次に日程第８、報告第１３号「東京都北区教育委員会事務局等に係る職員（係長級以上）の人事について」です。
教育政策課長からご説明をお願いします。

教育政策課長	教育長
福田教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、報告第１３号でございます。 先ほどは管理職につきまして、議案としてご説明いたしました。今回は係長級以上というところでの報告という扱いでご説明をさせていただきます。 恐れ入ります。横判になっておりまして、２ページまでお進みをいただきます。 ２ページから転入者となってございます。２ページ、課長補佐級です。進みまして３ページが係長級、４ページが指導主事となってございます。 恐れ入ります、５ページからが転出者となってございます。課長補佐級、係長級、指導主事。 次の６ページでございます。お示しのとおりとさせていただきます。 それから退職者でございます。７ページにお示しをしてございます。 以上、説明とさせていただきます。
福田教育長	ありがとうございました。 では、本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。 （質疑・意見なし）
福田教育長	特に、よろしいですか。では質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。 次に、日程第９、報告第１４号「教職員人事異動（令和７年４月１日付）について」です。 教育指導課長からご説明をお願いします。
教育指導課長	教育長
福田教育長	教育指導課長
教育指導課長	それでは私から日程第９、「教職員人事異動（令和７年４月１日付）について」、ご報告させていただきます。 教職員でございますけれども、小中学校及び義務教育学校の教員の教職員の人事異動となり、名簿と出させていただいていますので、確認をさせていただきたいと思います。 まず、１枚おめくりいただきまして、表紙の裏が目次となってございます。１から７まで、１７ページにわたってお示ししております。これから簡潔になりますけれども、

ページをめくりながら、少し確認をさせていただきたいと思います。
まず、１ページ目です。こちらは校長の異動となります。小学校でございますが、２０名。
こちらのほう、一番右側の列を見ていただきますと備考と書いてございます。そこに、特任、昇任、転任等々書いてございますが、昇任は新しく校長先生になる方、そして特任は特例任用、そして転任は異動となっている方でございます。再任ということにつきましては、暫定再任用のことでございますので、よろしくお願いいたします。
それでは小学校でございますが、２０名となってございます。この中には、１３名の特例任用と暫定再任用の数が含まれておりますので、おおよそ７名が転出入等の異動となってございます。
それから下の段、（２）中学校長でございます。こちら、７名となってございますが、この中に５名、暫定再任用と特例任用が含まれてございます。よろしくお願いいたします。
それでは、１枚おめくりいただきまして、２ページでございます。
２ページにつきましては、他地区に転出する校長が１名、そして退職校長１名、再任用退職校長４名、こちらのほうにご報告させていただきます。
そして、３ページでございます。こちらから副校長先生の異動となります。
まず、（１）小学校副校長でございますが１０名、この中には３人の暫定再任用及び特例任用が含まれてございます。そして、中学校の副校長でございますが、５名でございます。この中には２名の再任用が、暫定再任用が含まれてございます。よろしくお願いいたします。
それでは、４ページでございます。
こちら、他地区に転出する副校長６名、そして退職副校長１名をご報告させていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。
それで、５ページになりますが、指導主事の異動と示させていただいております。転出が３名、統括指導主事も含めて転出が３名、転入が３名となってございます。
そして、６ページからでございますが、教員の異動となります。
こちら、数は示しておりませんので、言葉でご報告させていただきますが、このたび転出入合わせて、小・中合計おおよそ３３０名でございます。都の北学園の人事異動、今年はございませんでしたので、若干昨年度よりは少ない傾向にあるかなと思ってございます。
そして、新規採用者数でございますけれども、現在のところ５９名、採用予定でございます。昨年度より１０人ほど少ない、今年度の傾向となっております。
現在のところ、不足という状況は生まれてございません。今後、学級数の未定の学校が決定するなどのことで、少しばかりそういうことが生じることもあるかと思いますけれども、そうならないようにしてまいりますので、よろしくお願いいたします。
それでは６ページから小学校の教諭の異動となってございます。そして、１２ページから中学校の教諭の異動となってございます。１４ページまでとなってございます。
そこには、備考のところに新採というふうに書かれていて、名前がないところがございますけれども、これは今後、新規採用者の名前が決まり次第、載るという形でご理解

いただきたいと思ってございます。
　そして１５ページでございますが、退職者、小学校は表のとおりなんですけども、２３名途中退職また普通退職がございます。そして、中学校が７名となっております。
　さらに進みます。１６ページからは幼稚園・こども園の移動となってございます。こちらにお示しさせていただきました。
　そして、１７ページ、１８ページでございますけれども、事務職員と栄養職員、栄養士さんの異動関係のご報告を表のとおりさせていただきたいと思います。
　以上、雑駁ではございますが、よろしくお願いいたします。

福田教育長　詳細、ありがとうございます。
　では、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。
　本間委員、お願いします。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員　説明、ありがとうございました。新採が５９名ということで、その方たちも含め、担任不在がゼロということで、まずは安心いたしました。
　東京都全体としても、今年は全部当たっているというふうに思ってよいでしょうか。

教育指導課長　教育長

福田教育長　教育指導課長

教育指導課長　今のご質問に答えますと、東京都全体でも人員確保ができている状況だそうです。
　どちらかというと充足が十分にできているということで、今後新たに追加で、教職員が配置されるような地区も今出ているということは聞いております。北区も恐らくそうなるのではないかなと思ってございます。
　以上でございます。

福田教育長　ありがとうございます。
　ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　では、ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了といたします。
　次に日程第１０、報告第１５号「「学校防災マニュアル」の改定について」です。

	教育政策課長からご説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長
福田教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、報告第１５号です。１枚、おめくりをお願いいたします。よろしいでしょうか。 要旨はお示しのとおりでございますけれども、これは過日も申し上げましたとおり、学校防災マニュアル、１０年ぶりに改定をするというものでございます。 この間、日本各地におきまして、大きな地震もございました。あるいは台風も激甚化の傾向にあるということを踏まえまして、災害時の備え、一段と強化していく必要があることから改定をするというものでございます。 改めて、この北区学校防災マニュアルの性格について、ご紹介させていただきますけれども、これは区立小中学校あるいは幼稚園・こども園でございます。毎年、学校防災計画を作成してございます。その各校園において作成する学校防災計画の指針、ガイドラインとなるもの、それがこの北区学校防災マニュアルという位置づけをしてございます。 検討体制でございます。校園長会の代表の先生、あるいは副校園長会の代表の先生、それから庁内関係部署にも入っていただきまして、改定検討委員会と作業部会の２層構造で検討を進めてまいりました。 改訂作業に当たりましては、各校園の教員先生方にもアンケート調査、ご協力いただきながら進めてきたというところでございます。 主な変更点、こちらに主立ったものを何点か列挙してございます。後ほど冊子のほうでご紹介をさせていただきます。 先に５の今後の予定というところでございます。各校園へ周知というところでございますけれども、なかなか集まって研修というところも難しいというふうに考えまして、ただいま研修動画、これは２０分程度の動画でございます。これを作成いたしまして、視聴いただく方式というふうなことで考えてございます。 それでは、大変恐れ入りますけれども、別添でこういう防災マニュアル、配付させていただいてございますので、中身数か所でございます。恐れ入りますが、ご紹介をさせていただきたいと存じます。 １枚、表紙をめくりますと目次がございます。目次、編立てと申しますが、お示しのとおり、震災、風水害、その他の災害というところで整理をしてございます。 恐れ入りますが、１５ページまで、お進みをいただきます。 １５ページが防災教育について、重要性、狙いをご紹介してございます。 恐れ入ります。進みまして、１８ページです。 １８ページ中段以降、中段より下、教職員の研修でございます。こちらにつきまして、３ページにわたりまして掲げてございます。

その後で、恐れ入ります。２４ページまでお進みをいただきます。２４ページ、避難訓練について掲げてございます。２４ページ以降でございます。

この３点につきまして、とりわけ充実した記載のないように努めたというところでございます。

それから４４ページまで、すみません。お進みをいただきます。

４４ページ、８番と記載してある見出し以下、特別支援学級における対応というところで、こちらの下の表にお示しのとおり、各障害の種別、学級の教員にヒアリングをした上で、まとめているというものでございます。

それから５１ページまで、すみません。お進みをいただきます。

恐れ入ります。５１ページ以降、地震が起きた際に、どのようなフローで対応していくかというところ、ここも今回力を入れて整理したところでございます。５１ページが在校時の対応のフロー、恐れ入ります。おめくりいただいて、５３ページ、登下校時の対応フロー。その次のページ、恐れ入ります、校外活動時の対応フロー。その次が５５ページ、在宅時の対応フローというように、それぞれの状況別に整理をして掲げてございます。

それからずっと進んで１１９ページまで恐れ入ります、お進みをいただきます。

１１９ページ、熱中症対策。今回新たに、この熱中症についても取り上げてございます。熱中症、程度によっては災害レベルの状況というふうに捉えまして、今回お示しをしたところでございます。

恐れ入ります。その他につきましては、お示しのとおりとさせていただきます。

今回、特に留意した点でございますけれども、見やすさ、分かりやすさ、使いやすさの向上という視点を大事にしてございます。

今回は、これまではバインダー形式の分厚いもので、紙ベースで提供してございましたが、今回は紙ベースプラスデータの提供もいたします。必要なところを検索もできると、素早く情報も確認できるというようなつくりにしているという特徴がございます。

それからもう一点、先ほど申し上げました熱中症も含めた、いわゆるオールハザード型、あらゆる災害を想定してつくったという内容となっているというところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

福田教育長　ありがとうございました。膨大な資料、またコンセプト、ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございますか。

本間委員、お願いします。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員　大変すばらしい、北区学校防災マニュアルができたことに心から感謝いたします。色合い的にも大変見やすく、今、参事からお話があったとおり、活用が期待されるところ

です。
　２点あるんですが、１点目は、先日の教育総合相談センターの所長からの話のところでも触れさせていただきましたが、また今のご説明の中でも特別支援の対象児童・生徒に対する内容についても大変丁寧に触れているんですが、これを受けて、やはり文字どおり、個別の対応の計画と実施が大事だというふうに思いますので、学校の避難訓練の計画の中にも、そういったことがきちっと位置づけられることを、これを基に期待したいなというふうに思います。
　もう一点ですけれども、これはあくまでも学校防災マニュアルということで、地域の方々に対する、これは１３４ページの鍵の預託というところで、北区の指定参集職員のことについて触れているんですが、例えば自治会長さんであるとか、町会長さんとの関連のことについては、今どのようになっているのか、まず教えていただきたいと思います。

教育政策課長　教育長

福田教育長　教育政策課長

教育政策課長　地域と一緒に取り組んでいきませんと、なかなか的確な対応ができないというところは間違いないところでございますので、これはそれぞれの機会を捉えてというふうなことになるわけでございますけれども。
　これ、避難所の立ち上げの訓練と申しますか、そういった訓練、今の防災危機管理課の方針の元に進めているというところでございまして、これは３年かかるんですけども、３年かけて全校で職員と地域と一体となった訓練、これをローテーションで進めていくというような形にもなってございます。そういったところから、これは机上の訓練だけではございませんで、実際に皆さん力を合わせて、現場で取り組むというような取組を今後進めていくということになってございます。
　以上でございます。

福田教育長　本間委員、お願いします。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員　ありがとうございます。
　申し上げるまでもなく、実際に学校に教員がいるパーセンテージというのは４０％以下だと思います。土日ですとか、夜間ですとか、長期休業中等を引きますと。ですので、率としては圧倒的に地域の方が開場する、あるいは指定参集職員の方が開錠するというようなことのほうが確率としては高いですので、ぜひ今お話のあった、まず避難の

第一段階のところというか、その準備段階、それから立ち上げてから幾つも手順があるというふうに思うんですけれども、そのことについては区内でも既に実際にそういう訓練に取り組んでいる学校は多いというふうに思いますし、地域もあると思います。ただ、その差異があることは否めない状態だと思いますので、先行して取り組んでいる地域の活動を、本当にその３年間の間、準備段階の中でも、具体的な活動をもって、顔合わせをして、実際に鍵を開けてみて、どこに何があるという確認のところまで進めていくことが、本当に大変大切なことだというふうに思っております。

以前にも、参事には個人的にちょっとお話ししたことがあるかと思いますけれども、この北区が直近で大きな地震に遭ったのは例の３．１１のときです。あのときも、校長として学校におりましたけれども、たまたま赤羽岩淵中サブファミリーが安全教育について取り上げている地区でしたので、その学校を異動してから１年目だったんですが、１年間の間に全ての準備、万が一に向けての準備が整えていたので、３．１１のときに多くの方が一度に赤羽小学校に押し寄せてきたときにも受け止めることができたというふうに、また職員もよく動いてくれたというふうに受け止めています。

片や、そうした準備をしていない学校においては、全職員がもう帰宅してしまった、そういうような学校もありました。そうであってはならないと、古い記憶ではありますけれども、今後に生かしていく大事な視点であるというふうに思っています。

実際には、指定参集職員の方も、そのときにはどなたも赤羽小学校に関して言うと、おいでになれなかった理由があって、おいでになれなかった。それから自治会の方々もお越しにはならなかった。全て学校でやりました。そういったようなことの反省が、今後に本当に具体的に生かしていくところが、大変大事だというふうに思いますので、具体のところでの地域との連携、一刻も早く進めていただきたいというふうに思います。

また、研修動画を２０分程度にまとめてくださるということで、それも大変ありがたいことだというふうに思っておりますが、様々な学校防災に関するご専門の方はいらっしゃいますけれども、先日の全案件、都案件のところでもご講演くださった、慶応大学の助教授でいらっしゃる大木聖子先生は、とても学校現場というか、子どもたちの身の安全に即した講演をなさってくださいますので、どこかの機会で大木先生のお話を、全校の先生方、並びに地域の方々にも一緒に聞いていただける機会があると、具体的な安全の確保という辺りにつながるのではないかなというふうに考えております。

ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

教育政策課長　教育長

福田教育長　教育政策課長

教育政策課長　最後のご紹介いただいた内容につきましては、こちらのほうもよく調べさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

地域のお話が出ました。ちょっとご紹介させていただきますと、私の感覚ではここ三、四年ぐらいですかね。かなり地域の方への働きかけ、これは防災危機管理課からで

ございますけれども、かなり何と申しますか、いろんな取組をしているというふうに思ってございまして、鍵の場所、これは学校に誰もいないときに鍵を開けなければならないというところでの鍵の保管、それから、どこから入るかというようなところも一通りの整理を、たしか三、四年前にしているというふうに聞いてございます。

それから、学校にすぐ駆けつけなきゃいけない指定参集職員というところでのいろんな考え方の働きかけと言うんですかね。そういったことも、ここ３年ぐらいでかなり強力に推し進めているというふうに捉えてございます。

これまで、区はいろんな課題がございました。そういった課題を踏まえて、少しずつ整理をされて、強化されているというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

福田教育長　ありがとうございます。貴重なご意見、また情報をありがとうございます。ぜひ、先日の全国安全教育研究会のまた資料等あればご参照いただければなと思います。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

川染委員、お願いします。

川染委員　教育長

福田教育長　川染委員

川染委員　川染です。

私も２年ぐらい前に地域の防災、立ち上げですかね。防災拠点の立ち上げということで、赤羽北の、何十年ぶりかにやって初めてというふうに地元の方もおっしゃっていまして、やっぱり年配の方の参加者が多くて、ＰＴＡも代表で２名までとか、ちょっと制限して参加した形になっていて。実際やってみると、やっぱりもういろんなマニュアルも含めそうなんですけど、臨機応変に動くというところの観点では、結構年配の方はなかなか難しいのかなというふうに、ちょっと印象で思っていました。

今日は学校防災マニュアルの改定についてということで、これについては異論は全くございません。これを機会に、ちょっとそのとき感じたことをお伝えさせていただこうかなと思っています。

防災というのがやっぱり学校と地域と保護者、力を合わせて乗り越えていくというテーマとしては物すごくいいというか、有効なテーマかなとずっと思っています。なかなか、今、ＰＴＡも成り手がいなくなったり、学校との連携とかが薄くなってくるんですけど、この防災に関しては、いつ起こるか分からないということで、起きたらもう立場関係なく、協力してやっていかなきゃいけないという意味では皆さん、危機意識を持っています。それは保護者も持っていますし、地域の方もすごく関心が高い。

今現状、多分防災訓練というのは、学校が学校の中で頑張って大体１月から２月、３月でやられているかと思うんですけど、保護者としての関わりとしては、引き渡し訓練等で４月に少しそこで関わったりしているんですけども、それ以外の関わりがやっぱりちょっとなかなか薄くて。もっと連携して、２７ページに書いてありますように、連携

してやっていこうと言っても、なかなか学校側も負担になるのかなというふうに思っています。
　ですので、ちょっと発想を変えて、もっと保護者とかＰＴＡに手伝ってもらうというか、もう少し巻き込んで、その学校の中だけで考えてやるのではなくて、もっと手伝ってもらって、地域の方も声をかけて、一緒に訓練の在り方を考えるとか。先ほどの堀船小の講演であった先生のコメントとかを受けて、より実践的な訓練を学校と保護者と地域で力を合わせてやっていくというのを毎年やっていけないのかなというふうにちょっと思っていました。
　ただ、具体的にどうやったら充実した訓練になるかというのも分からないので、それは何か事例とか、どこか、そういったことをやってうまくいったとか、そういったものを少し紹介していただきつつやっていければ、よりよい形になるのかなというふうに思います。
　なかなか、お祭りとか楽しいイベントだけではなくて、こういったテーマはすごく私はかなり重要かなと思っていますので、また引き続き、どうぞよろしくお願いします。

教育指導課長　教育長

福田教育長　教育指導課長

教育指導課長　今、委員がおっしゃられたことの事例の一つの可能性としてなんですけれども、恐らく地域の方との、またＰＴＡの方と、あと学校との協議の場というのを確保するのが必要かなと思っています。
　今、実際に形骸化している学校もあると思いますので、この辺りにつきましては教育指導課のほうから、例えばコミュニティスクールの中身をどうするかということで、この防災教育をテーマにした熟議をするとか、そういったことをちょっと工夫していきたいと思いますので、このことにつきましてはご承知おきいただければと思います。
　以上です。

川染委員　教育長

福田教育長　川染委員

川染委員　分かりました。ありがとうございます。
　そうですね。地域円卓会議とか、いろんな場もあると思いますので、活用してぜひ防災ということであれば、もう皆さん関心もって、前のめりでやってこられると期待しておりますので、ぜひよろしくお願いします。

福田教育長　ありがとうございます。
　ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　では、本件についての報告は以上で終了といたします。
続いて、急遽でございますが、ここで第２０号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、第２１号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、第２２号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の３議案を議事日程に追加したいと思いますが、まずはご異議ありませんでしょうか。

（異議なし）

福田教育長　ありがとうございます。では、追加の議事日程とさせていただきます。
ご異議がないものとして、続けたいと思います。
追加日程第１から追加日程第３について、関連する内容でございますので、一括して議題に供します。
教育指導課長からご説明をお願いいたします。

教育指導課長　教育長

福田教育長　教育指導課長

教育指導課長　追加日程第１から第３まで、一括してご説明申し上げます。
追加でお諮りいたしますのは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、条例により、教育委員会規則に委任された事項について定めるものでございます。いずれの規則改正も、幼稚園教育職員の服務に関することでございますので、あらかじめ特別区人事委員会の承認が必要となりまして、昨日承認が得られたということもありまして急遽、本日追加提案をさせていただきました。
順を追って、改正内容についてご説明申し上げます。大きくは、松村参事がご説明した内容と重なるものかなと思ってございます。
まず、２０号議案について説明いたします。資料１５ページ、説明欄をご覧いただきたいと思います。
今回の改正は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、子育て部分休暇を新設するほか、超過勤務の免除の対象となる範囲です。先ほどのとおりでございますが、規則改正を行うものでございます。
１６ページでございますが、新旧対照表で改正箇所について示してございますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。
それでは１９ページ、ご覧いただきたいと思います。
１９ページでございますけれども、こちらも２９条の２に子の看護のための休暇か

ら、子の看護等休暇に名称を変更する、そういったことを示してございます。
　そして、２１ページから２２ページでございます。ここは新設する子育て部分休暇の規定整備をしている、示しているところでございます。
　２２ページ、第３０条の３でございますが、こちらのほうは申請手続をどのようにするかについて示しているものでございます。
　２５ページから２７ページでございます。
　３０条の４から７までででございますが、介護両立支援制度の導入に伴い、条例によって委任された詳細な取決めや申請手続を定める箇所となってございます。子育て部分休暇を新設するほか、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等の規定整備を行うため、本案を提出するものでございます。
　次に、二つ目でございますが、２１号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。
　資料１ページ、説明欄でございます。
　こちらは今回の改正についてなんですが、子育て部分休暇の導入に伴いまして、幼稚園教育職員の期末手当に係る欠勤等日数の算定に関する事項を整備するための規則改正を示しております。
　そして、三つ目最後でございますが、２２号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。
　こちらも同様に、欠勤等の日数の算定に関する事項を整備するため、こちらのほうを提出させていただきたいと思います。
　最後でございますが、施行期日、令和７年４月１日から施行することといたします。
　どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

福田教育長　ありがとうございました。
　以上の報告について、ご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

福田教育長　ありがとうございます。ご異議ないと認め、第２０号議案から第２２号議案までについて原案どおり承認することと決定いたします。
　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、第２回教育委員会臨時会を閉会いたします。